

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

- 指定一般相談支援事業者の指定

- 特定計量器定期検査

- 道路の区域変更

- 道路の供用開始

【公告】

- 平成二十七年公文書の開示の実施状況
- 平成二十七年個人情報保護制度の運用状況

- 一般競争入札の実施

【議会】

- 平成二十七年公文書の開示の実施状況
- 平成二十七年個人情報保護制度の運用状況

環境管理課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

〃

産業企画課

道路整備課

〃

総務学事課

〃

情報政策課

〃

総務課

〃

総務課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 谷尾食糧工業株式会社

住 所 和気郡和気町和気814

氏 名 代表取締役 谷尾 誠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 谷尾食糧工業株式会社

所在地 和気郡和気町和気814

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変 更 前		変 更 後	
種	類	8 パン若しくは菓子の製 造業又は製あん業の用 に供する粗製あんの沈 でんそう		同左	
能	力	3 t / 時 × 4 基		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		夏期 8～17時 冬期 8～19時 連続 8～10時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	269	330	同左	
	p H	6.0～8.5	6.0～8.5	6.0～9.0	6.0～9.0
	BOD (mg/ℓ)	1,000	1,200	同左	
	COD (mg/ℓ)	900	1,000		
	S S (mg/ℓ)	1,000	1,200		
	油 分 (mg/ℓ)	30	50		
	T-N (mg/ℓ)	30	50	40	60
	T-P (mg/ℓ)	30	50	40	60
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	同左	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設				同左				
種 類	排水処理施設				同左				
構 造	鉄筋コンクリート製				同左				
主 要 寸 法	W12,000mm×L13,500mm×H4,500mm				同左				
能 力	340m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿分離+生物処理+加圧浮上分離+脱水				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				着手後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	274	340	274	340	同左			
	p H	6.0	8.5	6.0	7.5	6.0	9.0	5.8	8.6
	B O D (mg/ℓ)	1,500	2,000	20	30	1,000	1,200	20	30
	C O D (mg/ℓ)	1,300	1,800	20	30	900	1,000	20	30
	S S (mg/ℓ)	1,200	1,500	15	20	1,000	1,200	15	20
	油 分 (mg/ℓ)	30	50	3	5	30	50	3	5
	T - N (mg/ℓ)	30	50	10	15	40	60	27	45
	T - P (mg/ℓ)	30	50	1	3	40	60	11	30
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	<3,000	同左				

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	890	1,100	同左	
p H	6.0~7.5	6.0~7.5	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/l)	10	16	同左	
COD (mg/l)	10	16		
S S (mg/l)	8	13		
油分 (mg/l)	2	3		
T-N (mg/l)	5	7	13	22
T-P (mg/l)	1	3	4.9	13
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	<3,000	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成28年5月31日から同年6月21日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び和気町役場

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

◎岡山県告示第三百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

てらす西阿知

2 所在地

倉敷市西阿知町九三〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人遍照会

2 主たる事務所の所在地

倉敷市西阿知町四六五―一

三 指定年月日

平成二十八年五月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇五一九

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所 s o c i o

2 所在地

津山市西吉田四〇〇―八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人大崎ゆりかご会

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

2 主たる事務所の所在地

津山市西吉田菰原三六一

三 指定年月日

平成二十八年五月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇〇五三

五 事業の種類別

児童発達支援

◎岡山県告示第三百二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年五月十七日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

森 元 裕 貴 肝臓

笠岡第一病院

笠岡市横島一九四五

土 井 浩 二 肢体不自由

哲西町診療所

新見市哲西町矢田三六〇四

井 谷 智 肢体不自由

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

北 村 賢 一 肢体不自由、呼吸器

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

大 塚 亮 介 肢体不自由

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

◎岡山県告示第三百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホーム ミモザ

2 所在地

美作市福本三二二一ヴァイラナリー英田一号棟一〇四号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ワークサポート

2 主たる事務所の所在地

美作市福本七一八番地

三 指定年月日

平成二十八年五月一日

四 事業所番号

三三二一五〇〇〇二一

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第三百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションセフティスマイル津山

2 所在地

津山市河辺一〇七三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社グッド・ケア・グループ

2 主たる事務所の所在地

大阪府四條畷市中野四九八番地一

三 廃止年月日

平成二十八年五月三十一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇七九七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

◎岡山県告示第三百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

浜っ子相談支援事業所「海」

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八〇三―一

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三三一一〇〇〇二八

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

◎岡山県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町吉井字親子原一一五〇番二地先から 井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番地先まで	新	五・七〇 一〇四・〇	一七八二・〇
井原市芳井町吉井字親子原一一五〇番二地先から 井原市芳井町川相字大道ノ上一一九番一 地先を経て 井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番地 先まで	新	一四・八〇 一〇四・〇	一一八〇・六
井原市芳井町吉井字親子原一一五〇番二地先から 井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番地 先まで	旧	五・七〇 九一・五	一七八二・〇

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 高梁御津線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町加茂市場字西谷道下一三〇番一地先から	加賀郡吉備中央町加茂市場字大鳴一八番一地先から	新	七・四〇 一五・四	一一〇・〇
加賀郡吉備中央町加茂市場字大鳴一九番一地先を経て	加賀郡吉備中央町加茂市場字滝山上四番一地先まで	新	六・六〇 二四・〇	一一〇・六
加賀郡吉備中央町加茂市場字西谷道下一三〇番一地先から	加賀郡吉備中央町加茂市場字滝山上四番一地先まで	旧	七・四〇 一二・八	一一〇・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 瀬西大寺線
 三 道路の区域

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

◎岡山県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道		高梁御津線	加賀郡吉備中央町加茂市場字西谷道下一三〇番一地先から 加賀郡吉備中央町加茂市場字滝山上四番一地先まで 加賀郡吉備中央町加茂市場字大鳴一九番一地先から 加賀郡吉備中央町加茂市場字大鳴一九番一地先を経て 加賀郡吉備中央町加茂市場字滝山上四番一地先まで	平成二十八年五月三十一日
瀬西大寺線			瀬戸内市邑久町尾張字堂免二九四番三地先から 瀬戸内市邑久町尾張字宮西一二六番一地先まで	

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

〔二二二〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数 一、三一三件

2 処理状況

開示 九六八件

一部開示 二五九件

非開示 九件

公文書不存在 五一件

取下げ 二六件

3 実施機関別内訳

知事 一、〇三八件

教育委員会 七九件

選挙管理委員会 一四件

人事委員会 一件

監査委員 一件

公安委員会 二件

労働委員会 一件

収用委員会 一件

海区漁業調整委員会 一件

内水面漁場管理委員会 一件

警察本部長 五五件

公営企業管理者 一〇八件

公立大学法人岡山県立大学 六件

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 三件

岡山県土地開発公社 二件

二 不服申立て件数 三件

平成28年5月31日 岡山県公報 第11791号

〔二二三〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十八年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 個人情報取扱事務の登録件数 一、六〇五件

二 保有個人情報開示請求件数

1 請求件数 七四件

2 処理状況

開示 一六件

一部開示 五一件

非開示 四件

公文書不存在 三件

3 実施機関別内訳

知事 一九件

教育委員会 四件

人事委員会 二件

警察本部長 四九件

三 保有個人情報訂正等請求件数 〇件

四 保有個人情報利用停止等請求件数 〇件

五 簡易な開示請求による開示件数

1 開示件数 三一、八〇九件

2 実施機関別内訳

知事 八四件

教育委員会 三、一二五件

人事委員会 二六一件

警察本部長 二八、三三〇件

公立大学法人岡山県立大学 九件

六 不服申立て件数 〇件

〔二一四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年五月三十一日

岡山市知事 伊原 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名

岡山県全庁共通システムの更新に係る機器の借上げ及び保守

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び岡山県全庁共通システム機器調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成28年12月1日から平成33年11月30日まで

(4) 借入場所

岡山県県民生活部情報政策課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守料総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに平成28年度に果が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 086-226-7538（直通）
 - 4 入札手続等
 - (1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県県民生活部情報政策課システム管理班
電話 086-226-7266（直通）
電子メールアドレス joh@pref.okayama.lg.jp
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
平成28年5月31日（火）から同年6月16日（木）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日

をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、入札説明書については岡山県県民生活部情報政策課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加(条件付)申込書を提出しなければならぬ。

ア 提出期間

平成28年5月31日(火)から同年6月16日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成28年7月12日(火) 午前10時

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付き

岡山県公報 第11791号 平成28年5月31日

の郵便（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に1(1)の借入件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって平成28年7月11日（月）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加（条件付）申込書を提出した者は，平成28年7月11日（月）までの間において，契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

General computer system for Common management for the Okayama Prefectural Government 1 set

(2) Lease period :

From 1 December, 2016 through 30 November, 2021

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 00 A.M. 12 July, 2016

(5) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama

Prefectural Government

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700 - 8570,

Japan

TEL : (086) 226-7266

◎岡山県議会公告

岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十八年五月三十一日

岡山県議会議長 井元乾一郎

一 公文書開示請求件数及び処理状況

1 請求件数 一〇件

2 処理状況

開示 六件

一部開示 四件

二 不服申立て件数及び処理状況

1 不服申立て件数 〇件

2 処理状況 なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十八年五月三十一日

岡山県議会議長 井 元 乾 一 郎

- 一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況
 - 1 請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし
- 二 保有個人情報訂正等請求件数 ○件
- 三 保有個人情報利用停止等請求件数 ○件
- 四 簡易な開示請求による開示件数 該当なし
- 五 不服申立て件数及び処理状況
 - 1 不服申立て件数 ○件
 - 2 処理状況 なし